

○国立大学法人埼玉大学における教育の内部質保証に関する規則

〔令和3年10月28日
規則第15号〕

改正 令和4.3.17 3規則54 令和4.10.27 4規則23
令和5.6.22 5規則11 令和6.3.29 5規則96
令和7.3.27 6規則48

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学大学評価規則(以下「大学評価規則」という。)第12条の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学(以下「本学」という。)の目的及び社会的使命を達成するため、本学が行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という。)の状況について、自律的かつ継続的に点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)を行い、絶えず改善及び向上に取り組むことにより、本学における教育研究活動の質、学生の学修成果の水準等を自ら保証すること(以下「教育の内部質保証」という。)を実現するための体制等に関し、必要な事項を定める。

(内部質保証体制)

第2条 本学に、教育の内部質保証に関する業務を統括し、最終責任を負う内部質保証最高責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 本学に、教育の内部質保証に関する業務を実質的に担う内部質保証実施責任者を置き、理事(教学・学生担当)をもって充てる。
- 3 本学に、教育の内部質保証に関する業務を総括する内部質保証総括者を置き、副学長(目標計画・評価担当)をもって充てる。
- 4 本学に、別表1に掲げる項目及びその自己点検・評価を実施する主体部局等(以下「評価実施主体」という。)における教育の内部質保証に関する責任者(以下「内部質保証責任者」という。)を置き、同表に掲げる者をもって充てる。

(内部質保証委員会)

第3条 大学評価規則第4条第1項に規定する内部質保証委員会は、前条各項に掲げる者をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が内部質保証委員会の業務について第三者の専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、学外の学識経験者等を委員として委嘱することができる。この場合における当該委員の任期は、学長がその都度定める。

(業務)

第4条 内部質保証委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育の内部質保証に係る方針等の企画及び立案に関する事項
- (2) 自己点検・評価の企画及び立案並びにその実施に関する事項
- (3) 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される指摘事項、監事及び会計監査人からの意見、学外有識者による意見、自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の評価結果等を含む。以下同じ。）を活用した教育研究等の改善及び向上活動の推進に関する事項
- (4) 教育の内部質保証に関する研修の実施に関する事項
- (5) その他教育の内部質保証に関する事項

（自己点検・評価）

第5条 内部質保証責任者は、別表2に掲げる項目及び評価事項に係る自己点検・評価を、同表に定める評価基準及び実施頻度により行うものとする。

- 2 前項の自己点検・評価は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構その他の認証評価機関が定める大学機関別認証評価実施要項等の各分析項目の分析手順に即して行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教職課程に関する自己点検・評価の分析手順は、別に定める。
- 4 第1項に定めるもののほか、内部質保証最高責任者が項目、評価事項及び評価基準又は同等の分析項目の追加の必要があると認めるとときは、内部質保証責任者は、当該項目、評価事項及び評価基準又は分析項目に係る自己点検・評価を実施するものとする。

（自己点検・評価の結果の報告等）

第6条 内部質保証責任者は、前条の規定に基づく自己点検・評価の結果、改善を要する事項があると認められるときは、その改善策及び実施計画（以下「改善策」という。）を速やかに検討し、自己点検・評価の結果とともに内部質保証実施責任者に報告する。

- 2 内部質保証実施責任者は、前項の規定に基づき報告を受けた自己点検・評価の結果及び改善策を確認し、意見を付して内部質保証委員会に報告する。
- 3 内部質保証最高責任者は、前項の自己点検・評価の結果及び改善策を内部質保証委員会で審議し、内部質保証実施責任者及び当該内部質保証責任者に対し必要となる改善指示を行う。
- 4 前項に規定する改善指示を受けた内部質保証責任者は、その進捗状況及び改善効果（以下「実施状況」という。）の確認等を行い、内部質保証実施責任者に報告する。
- 5 内部質保証実施責任者は、前項の規定に基づき報告を受けた実施状況を確認し、意見を付して内部質保証委員会に報告する。

- 6 内部質保証最高責任者は、前項の実施状況を内部質保証委員会で審議し、更に改善が必要と判断した場合は、内部質保証実施責任者及び当該内部質保証責任者に対し必要となる改善を指示する。この場合において、当該指示に基づく改善手順は、前2項の規定を準用する。
- 7 内部質保証委員会は、第3項の自己点検・評価の結果、改善策及び実施状況を教育研究評議会、大学評価規則第5条に規定する教育・研究等評価室を経由して同規則第3条に規定する大学評価委員会に報告する。
- 8 国立大学法人埼玉大学評価実施細則第11条第2項第1号に規定する認証評価の結果に基づき学長が改善が必要と認めた事項の改善の手順は、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 9 内部質保証委員会は、各評価実施主体における自己点検・評価、教育研究活動の有効性、人材需要の社会的動向及び学生確保の見通し、授与する学位に対するカリキュラム体系等について検証するものとする。

(自己点検・評価の結果の活用)

第7条 内部質保証責任者は、自己点検・評価の結果を評価実施主体で行う機関別認証評価、分野別認証評価、国立大学法人評価及び年度計画評価に有効的に活用するものとする。

(内部質保証委員会における改善等)

第8条 内部質保証委員会は、前条の各評価に対応できるよう、別表2に掲げる項目、評価事項、評価基準及び実施頻度の改善に努めるものとする。

- 2 内部質保証委員会は、前項に定めるもののほか、本学における教育の内部質保証が形骸化しないよう、その有効性及び効率性を確認し、本学の教育研究活動にとって必要な点検・評価となるよう見直すものとする。

(事務)

第9条 教育の内部質保証に関する事務は、関係部局の協力を得て学務部教育企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育の内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則(令和4.3.17 3規則54)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4.10.27 4規則23)

- 1 この規則は、令和4年10月27日から施行する。

2 改正後の別表2の5. 教職課程に関する自己点検・評価の表の実施頻度の欄中ただし書の規定は、令和6年度から適用する。

附 則 (令和5. 6.22 5規則11)

1 この規則は、令和5年6月22日から施行する。

2 改正後の別表2の2. 学生支援に関する自己点検・評価の表の評価実施主体の欄中障がい学生支援室が実施する自己点検・評価及び5. 教職課程に関する自己点検・評価の表の評価実施主体の欄中工学部が実施する自己点検・評価については、令和6年度から適用する。

附 則 (令和6. 3.29 5規則96)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7. 3.27 6規則48)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

項目	評価実施主体	内部質保証責任者
学生の受入れ	教育機構 アドミッションセンター	理事（教学・学生担当）
学 生 支 援	教育機構 キャリアセンター 学生生活支援室 学生相談・特別支援センター 保健センター	
	ハラスメント防止委員会	副学長（学術情報・キャンパス環境改善担当）
	国際本部	副学長（国際・グローバル教育担当）
教育課程及び学修成果	教養学部	教養学部長
	経済学部	経済学部長
	教育学部	教育学部長
	理学部	理学部長
	工学部	工学部長
	人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長
	教育学研究科	教育学研究科長
	理工学研究科	理工学研究科長
施設設備整備	教育機構	理事（教学・学生担当）
	施設・環境マネジメント委員会	理事（総務・財務・施設担当）
情報設備整備	情報メディア基盤センター	情報メディア基盤センター長
図書館設備整備	図書館	図書館長
教 職 課 程	教育機構 教員養成支援センター	理事（教学・学生担当）
	教養学部	教養学部長
	教育学部	教育学部長
	理学部	理学部長
	工学部	工学部長
	人文社会科学研究科	人文社会科学研究科長
	教育学研究科	教育学研究科長
	理工学研究科	理工学研究科長

別表2（第5条、第8条関係）

1. 学生の受入れに関する自己点検・評価

評価実施主体	内部質保証責任者	評価事項	評価基準	実施頻度
教育機構 アドミッショ ンセンター	理事（教学・学生 担当）	1-1 教育課程の入 学定員充足状 況	実入学者が、入学定員に 対して適切な人数と なっているか。	毎年度
		1-2 学生受入方針 の策定状況	学生受入方針において、 「求める学生像」及び 「入学者選抜の基本方 針」の双方を明示してい るか。	
		1-3 入学者選抜の 実施状況	学生受入方針に沿って、 受入方法を採用してお り、実施体制により公正 に実施しているか。	
		1-4 学生受入れに 関する取組状 況及びその結 果を踏まえた 選抜の改善状 況	学生受入方針に沿った 学生の受入れが実際に 行われているかどうか を検証するための取組 を行っており、その結果 を入学者選抜の改善に 役立てているか。	

2. 学生支援に関する自己点検・評価

評価実施主体	内部質保証責任者	評価事項	評価基準	実施頻度
教育機構 学生生活支援 室	理事（教学・学生 担当）	2-1 学生生活に關 するアンケー ト	学生生活支援への満足 度が適切な水準を保つ ているか。	毎年度
教育機構 キャリアセン ター 学生生活支援	理事（教学・学生 担当）	2-2 学生生活支援、 就職支援、健康 相談、ハラスメ	キャリアセンター、学生 生活支援室及び保健セ ンターの利用者数が適 切な推移となっている	教育課程に変 更があるとき。 ただし、前回の 認証評価の受

室 保健センター		ント相談等の 実績	か。	審から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上
ハラスメント防止委員会	副学長（学術情報・キャンパス環境改善担当）		各種ハラスメントの相談に応じているか。	
教育機構 学生生活支援室	理事（教学・学生担当）	2－3 学生の課外活動への支援状況	学生の課外活動が円滑に行われるよう必要な支援を行っているか。	
		2－4 学生に対する経済的支援の整備状況	学生に対する経済面での援助を行っているか。	
教育機構 学生相談・特別支援センター	理事（教学・学生担当）	2－5 障がいのある学生等に対する支援の実施状況	障がいのある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っているか。	
国際本部	副学長（国際・グローバル教育担当）	2－6 留学生に対する生活支援の実施状況	留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っているか。	

3. 教育課程及び学修成果に関する自己点検・評価

評価実施主体	内部質保証責任者	評価事項	評価基準	実施頻度
教養学部	教養学部長	3－1 1年間の授業期間	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものになっているか。	毎年度
経済学部	経済学部長			
教育学部	教育学部長			
理学部	理学部長			
工学部	工学部長	3－2 シラバスの入	授業科目のシラバスを全件、全項目について適	
人文社会科学研究科	人文社会科学研			

	究科長	力状況	切に入力しているか。	
教育学研究科 理工学研究科	教育学研究科長 理工学研究科長	3－3 成績分布の組織的な確認状況 3－4 授業評価結果 3－5 卒業時・修了時アンケート結果 3－6 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況 3－7 就職及び進学状況 3－8 新入生・在学生アンケート 3－9 学位授与方針 3－10 教育課程方針	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価及び単位認定を厳格かつ客観的に行っておりこれを組織的に確認しているか。 授業への満足度を適正な水準に保っているか。 教育課程への満足度が適切な水準を保っているか。 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が適切な水準を保っているか。 就職及び進学の状況が適切な水準を保っているか。 新入生(研究科を除く。)・在学生のニーズに応える教育課程となっているか。 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定しているか。 教育課程方針において、①教育課程の編成の方	教育課程に変更があるとき。 ただし、前回の認証評価の受審から教育課程に変更がな

		針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示しているか。	い場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上
3-11 方針の整合性		教育課程方針が学位授与方針と整合性を有しているか。	
3-12 教育課程の編成の体系性		教育課程の編成が、体系性を有しているか。	
3-13 授業科目の内容		授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準になっているか。	
3-14 他大学等・入学前の既修得単位認定		他大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位の単位認定に関する規定を定めているか。	
3-15 授業期間		各授業科目の授業期間が10週又は15週にわたるものになっているか。 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、同期間に授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げているか。	
3-16 教育上主要と認める授業科目の担当教員の状況		教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているか。	

	3-17 履修指導体制の状況	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っているか。
	3-18 学習相談体制の状況	学生ニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っているか。
	3-19 キャリア関連科目、インターンシップ等の実施状況	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施しているか。
	3-20 履修上特別な支援を要する学生への学習支援の実施状況	障がいのある学生、留学生その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えているか。
	3-21 成績評価基準の策定状況	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定めている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定しているか。
	3-22 成績評価基準の周知状況	成績評価基準を学生に周知しているか。
	3-23 成績に対する異議申立ての状況	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けているか。
	3-24 卒業又は修了	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業

	要件の策定状況	又は修了の要件を組織的に策定しているか。
3-25 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)の学生への周知状況	策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知しているか。	
3-26 卒業又は修了の認定状況	卒業又は修了の認定を卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施しているか。	
3-27 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあるか。	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあるか。	
3-28 就職及び進学状況	就職及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあるか。	
3-29 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与の方針に則した学習成果が得られているか。	卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与の方針に則した学習成果が得られているか。	
3-30 卒業(修了)後の就職経験等を経た卒	卒業(修了)後一定期間の就職経験等を経た卒	

		一定期間の就職経験等を経た卒業（修了）生からの意見 聴取の結果	業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているか。
		3－31 就職先等からの意見聴取の結果	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られているか。
人文社会科学研究科 理工学研究科	人文社会科学研究科長 理工学研究科長	3－32 学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む。)の作成等に係る指導体制	学位論文(特定の課題についての研究の成果を含む。)の作成等に係る指導体制を適切に整備し、計画を策定した上で指導しているか。
		3－33 大学院課程における学位論文又は特定の課題についての評価基準の策定状況	学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続及び評価の基準を組織として策定しているか。
教育学研究科	教育学研究科長	3－34 教育課程編成及び教育課程連携協議会	法令に則して教育課程を編成するとともに、教育課程連携協議会を運用しているか。
		3－35 専門職大学院におけるC A P制度の設定状況	履修登録の上限設定(C A P制度)を設けているか。
		3－36	連携協力校を確保して

		連携協力校の確保の状況	いるか。	
人文社会科学研究科 教育学研究科	人文社会科学研究科長 教育学研究科長	3－37 大学院における教育方法の特例の実施状況	大学院において夜間その他特定の時間に法令に則した授業を行っているか。	
経済学部 人文社会科学研究科 教育学研究科	経済学部長 人文社会科学研究科長 教育学研究科長	3－38 夜間授業への配慮の状況	夜間においての授業に際して配慮を行っているか。	

4. 施設設備整備、情報設備整備及び図書館設備整備に関する自己点検・評価

評価実施主体	内部質保証責任者	評価事項	評価基準	実施頻度
施設・環境マネジメント委員会	理事(総務・財務・施設担当)	4－1 施設・設備の安全性への配慮の状況	施設・設備における安全性について、配慮しているか。	毎年度
情報メディア基盤センター	情報メディア基盤センター長	4－2 情報設備の整備状況	文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、情報設備を適切に整備しているか。	
図書館	図書館長	4－3 図書館設備の整備状況	文部科学省が実施する「学術情報基盤実態調査」の観点に基づき、図書館設備を適切に整備しているか。	
教育機構	理事(教学・学生担当)	4－4 教育施設設備の状況	教育施設設備への満足度が適正な水準を保っているか。	
教育機構 施設・環境マネジ	理事(教学・学生担当) 理事(総務・財務・	4－5 施設・設備の整備状況	教育研究活動を展開する上で必要な施設及び設備を法令に基づき整	教育課程に変更があるとき。 ただし、前回の

メント委員会	施設担当)		備しているか。	認証評価の受審から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上
		4－6 実習施設等の設置状況	法令で定める実習施設等を設置しているか。	
教育機構	理事（教学・学生担当）	4－7 自主的学習環境の整備状況	自主的学習環境を十分に整備し、効果的に利用しているか。	

5. 教職課程に関する自己点検・評価

評価実施主体	内部質保証責任者	評価事項	評価基準	実施頻度
教養学部	教養学部長 教育学部長 理学部長 工学部長 人文社会科学研究科 教育学研究科 理工学研究科	5－1 1年間の授業期間	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものになっているか。	毎年度
教育学部		5－2 シラバスの入力状況	教職課程に関する授業科目のシラバスを全件、全項目について適切に入力しているか。	
理学部		5－3 成績分布の組織的な確認状況	成績評価基準に則り教職課程に関する各授業科目の成績評価及び単位認定を厳格かつ客観的に行っていることを組織的に確認しているか。	
工学部		5－4 実習的科目の実施状況	実習的科目を適切に開講しているか。	
人文社会科学研究科		5－5 教職指導・進路指導の状況	教職志望を高めるための支援を行っているか。	
教育学研究科		5－6 教員免許取得状況	教員免許取得者を輩出しているか。	

		5－7 教員就職状況	教員就職者を輩出しているか。	
		5－8(3－5 再掲) 卒業時・修了時 アンケート結果	教育課程への満足度が適切な水準を保っているか。	
		5－9 FDの実施状況	教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFDを実施しているか。	
		5－10 教育課程の体系性	必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか。	教育課程に変更があるとき。ただし、前回の認証評価の受審から教育課程に変更がない場合は、次回の認証評価の受審までに1回以上
		5－11 教育課程及び授業科目の充実・見直しの状況	学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実を図り、適切な見直しを図っているか。	
		5－12 教員の配置の状況	教職課程認定基準で定められた必要専任教員数を充足しているか。	
		5－13 教員の業績等	担当授業科目に関する研究業績の状況、担当教員の学校現場での実務経験の状況は適正か。	
教育学研究科	教育学研究科長	5－14(3－34 再掲) 教育課程編成及び教育課程連携協議会	法令に則して教育課程を編成するとともに、教育課程連携協議会を運用しているか。	
		5－15(3－35)	履修登録の上限設定	

		再掲) 専門職大学院 における C A P 制度の設定 状況	(C A P 制度) を適切 に設けているか。
		5－16(3－36 再掲) 連携協力校の 確保の状況	連携協力校を確保して いるか。
		5－17(3－37 再掲) 大学院におけ る教育方法の 特例の実施状 況	大学院において夜間そ の他特定の時間に法令 に則した授業を行って いるか。
教育機構 教員養成支援セ ンター	理事(教学・学生 担当)	5－18 複数の教職課 程を通じた授 業科目の共通 開設など全学 的な教職課程 の編成状況	複数の教職課程を通じ た授業科目の共通開設 の開設に責任を負う学 科等の強み・特色を生 かしつつ適切に行って いるか。
		5－19 教職課程の授 業科目の実施 に必要な施設・ 設備の整備状 況	I C T 環境、模擬授業 用の教室、関連する図 書など、教職課程の授 業科目の実施に必要な 施設設備を整備してい るか。
		5－20 教職実践演習 及び教育実習 等の実施状況	教職実践演習、教育実 習を事前指導・事後指 導を含め、大学の主体 的な関与の下で行って いるか。